

## 令和8年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

令和8年4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和8年4月7日（火）
- 2 招集通知日 令和8年4月7日（火）
- 3 招集日時 令和8年4月22日（水）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 2名（海野富弘委員、安藤幸雄委員）
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	佐浦 晶子
	農地係 長	有我 宏和
	主任	鈴木 貴紀

経済環境部農政課 課 長 橋本 裕史  
農業振興係長 秋山 和義  
主 任 本田 吉昭

10 議 案

- 議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について  
議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について  
議案第 12 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について  
議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について  
議案第 14 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について  
報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について  
報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について  
報告第 12 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について  
報告第 13 号 令和 7 年度農業委員会共通経費収支報告について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が  
就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により  
本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告  
した。

議事録署名委員には、議席番号 1 7 番 五輪博行農業委員と 1 8 番 名城昇農業委員を  
指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 4 時 0 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和8年4月23日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和8年 第4回総会

令和8年4月22日(水)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第10号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 概略説明。農政課 本田主任 説明。

議長 只今、説明がありました第24号から第38号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第10号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第10号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」は計画(案)のとおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、受理番号19について調査委員の説明を求めます。

有我推進委員 願います。

有我推進委員 受理番号19についてご説明申し上げます。

4月11日、鈴木農業委員と現地調査を行いました。

申請地は譲受人の祖父が譲渡人に頼まれて長年耕作していた土地です。譲受人が新規就農するのと、譲渡人が土地の管理が難しいということから、売買により所有権を移転するそうです。農業技術、機械等につきましては祖父の力を借りて営農に励むそうです。土地の価格については話し合いにより決めたそうです。これらのことから許可上特に問題はないと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号20を根本推進委員願います。

根本推進委員 受理番号20についてご説明申し上げます。

4月13日に根本農業委員、森合農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は高齢であること、農業を継ぐ者がいないことから、3年前から譲受人が耕作していた申請地を売買により譲渡するとのことでした。土地の価格も双方で決めたので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号21を渡邊推進委員お願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号21についてご説明申し上げます。

4月11日に吉田農業委員と現地調査を行いました。

農地を相続した譲渡人は申請地の管理が難しいので、譲受人に譲り渡しの話しをしたところ、売買の話しがまとまったそうです。

譲渡人は農業法人を営んでおり、価格も双方の話し合いで決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号22を加藤推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号22についてご説明申し上げます。

4月11日に関根農業委員と譲受人（法人代表者）に電話で調査を行いました。

譲受人（法人代表者）はイチゴ栽培を当初目指しておりましたが、経費がかかることから断念し、1年前に農業関係の法人を設立してから、毎月1回米栽培を行うために千葉県で研修を受けているそうです。主に無農薬野菜と古代米を耕作するそうです。申請地は民家から離れていて、山水が利用できるそうです。耕起は近くの友人にお願いし、施肥は有機質のものを使用します。除草は必要なだけ行い、田んぼの周辺にウマブドウを植えるそうです。収穫は全て手作業で行います。申請地の周りは森林が多く鳥獣被害がありますが、譲受人（法人代表者）は狩猟の免許をもっている所以对策はできます。営農が軌道にのれば拡大も考えています。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

（質疑等無し）

議長 それではお諮りいたします。

議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」

異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 2 を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号 2 について説明申し上げます。

4 月 11 日、五輪農業委員と現地調査を行いました。

申請地は現在の宅地の隣で、家が狭くなってきたので建て替えるそうです。家庭用排水は農業集落排水に接続し周辺の農地に影響はありませんので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 3 を関根久之農業委員お願いします。

関根農業委員 受理番号 3 について説明申し上げます。

4 月 11 日、関根隆二農業委員、安藤推進委員と現地調査を行いました。

申請地は風力発電設備工場の現場事務所として一時転用するものであります。隣接する農地に影響はないので、許可上特に問題はないと思われます。

委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号 4 を小枝推進委員お願いいたします。

小枝推進委員 受理番号 4 についてご説明申し上げます。

4 月 12 日に非設定人に電話で調査を行いました。

申請地は先月 3 条の許可を受けて耕作する畑に隣接しており、農家住宅を建設するのに、許可上特に問題はないと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 14 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 7 号を小林推進委員お願いいたします。

小林推進委員 受理番号 7 号について説明申し上げます。

3 月 24 日に三島木農業委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は南側から北側にかけて傾斜地となっており、20m 以上のアカシヤなどの雑木が生い茂っており、再生は困難と思われま。委員の皆さまの審議をお願いしま。

議 長 続いて、受理番号 8 号を渡邊推進委員お願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号 8 号について説明申し上げます。

3 月 30 日に吉田農業委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は写真のように山林化しており、申請地までの道が確保できず耕作困難となっております。今後も耕作の予定はないことから非農地証明の申請となりました。委員の皆さまの審議をお願いしま。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

矢部推進委員 受理番号 7 の申請人が二人の理由を教えてください。

事務局（鈴木主任） 申請人は兄妹で共有地となっているためです。

議 長 その他ありませんか。

（質疑等無し）

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 14 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 14 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 10 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について 1 件です

報告第 11 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 2 件です

報告第 12 号農業経営改善計画認定申請に係る意見書について 8 件です。

報告第 13 号令和 7 年度農業委員会共通経費収支報告について 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局（古川局長） 昨年 9 月 26 日に市長に提出した農地利用最適化に関する意見書に対する回答に代えて、政策推進に関する令和 8 年度の予算について農政課から説明させていただきます。

橋本農政課長 令和 8 年度農政予算について説明した。

事務局（古川局長） 時間がございませんので、質問につきましては後程事務局までいただければ農政課に照会の上回答させていただきますのでよろしくお願いたします。

事務局（佐浦係長） 令和 9 年度農林関係税制改正の要望の提出について説明をした。

議 長 他になければ、これにて令和 8 年第 4 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。